

社会福祉法人いぶき福祉会 役員の報酬に関する細則

（目的）

第1条 この細則は、定款第21条に基づき理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関する事項を定める。

（報酬の支給要件）

第2条 報酬は、役員のうち通常の法人業務を行う理事に対して支給することができる。

（報酬の額）

第3条 報酬の額は、1出勤日あたり三千円とし、1カ月の上限額を三万円とする。

（報酬の支給）

第4条 報酬は、月単位で支給する。

2 支給日は、出勤した月の翌月5日（支給日が銀行休業日の場合は、直前の営業日）とする。

（改廃）

第5条 この細則の改廃は、評議員会が決議する。

附則

この細則は平成29年4月1日から施行する。